成年後見関係事件の概況

一令和2年1月~12月一

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、令和2年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

なお,前年以前の数値について,所要の訂正を行うことがあるため,過去の概況に おいて掲載した数値と一致しない場合がある。

令和3年3月

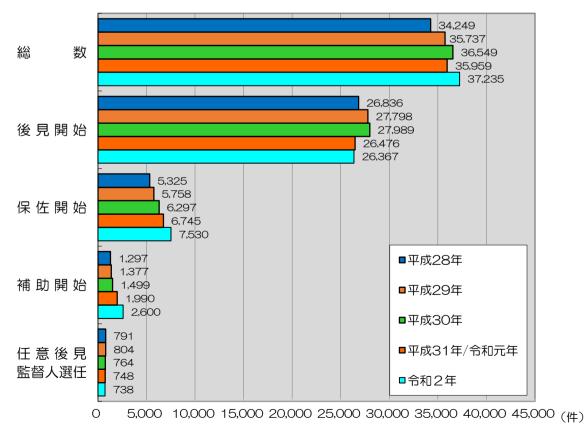
目 次

1	申立件数について・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	(資料1)過去5年における申立件数の推移
2	終局区分について・・・・・・・・・・・・・・2
	(資料2)終局区分別件数
3	審理期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	(資料3)審理期間別の割合
4	申立人と本人との関係について・・・・・・・・・4
	(資料4) 申立人と本人との関係別件数・割合
	(資料5) 申立人と本人との関係別件数
	(家庭裁判所管内別総数,市区町村長申立件数・割合)
5	本人の男女別・年齢別割合について・・・・・・・・・・・
	(資料6) 本人の男女別・年齢別割合
	(参考資料)開始原因別割合
6	申立ての動機について・・・・・・・・・・・・・・
	(資料7) 主な申立ての動機別件数・割合
7	鑑定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(資料8)鑑定期間別割合
	(資料9)鑑定費用別割合
8-1	成年後見人等と本人との関係について・・・・・・・・ 1 C
	(資料10-1)成年後見人等と本人との関係別件数・割合
	(参考資料)成年後見人等の候補者について
8-2	成年後見監督人等が選任された事件数について・・・・・・12
	(資料10-2)成年後見監督人等が選任された件数,
	成年後見監督人等の内訳・割合
9	成年後見制度の利用者数について・・・・・・・・・13
	(資料11)成年後見制度の利用者数の推移

1 申立件数について(資料1)

- 成年後見関係事件(後見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人 選任事件)の申立件数は合計で37,235件(前年は35,959件) であり,対前年比約3,5%の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は26,367件(前年は26,476件) であり、対前年比約0.4%の減少となっている。
- 〇 保佐開始の審判の申立件数は7,530件(前年は6,745件)であり、対前年比約11.6%の増加となっている。
- 〇 補助開始の審判の申立件数は2,600件(前年は1,990件)であり、対前年比約30.7%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は738件(前年は748件)、であり、対前年比約1.3%の減少となっている。





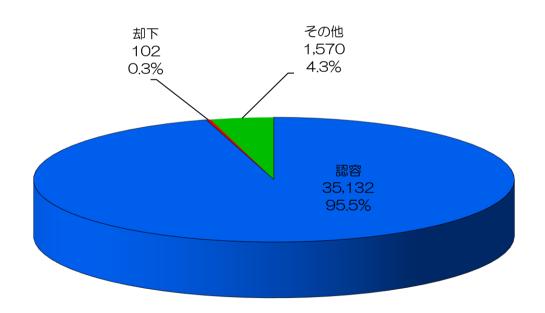
(注) 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

2 終局区分について(資料2)

〇 成年後見関係事件の終局事件合計36,804件のうち,認容で終局した ものは約95.5%(前年は約95.5%)である。

(資料2) 終局区分別件数

	既 済	後	見	開	始	保	佐	開	始	補	助	開	始	任意後	見監	督.	人選任
	総数	認容	却	下	その他	認容	却	下	その他	認容	却	下	その他	認容	却	下	その他
全国	36,804	25,029		62	1,094	7,076		23	266	2,415		11	113	612		6	97

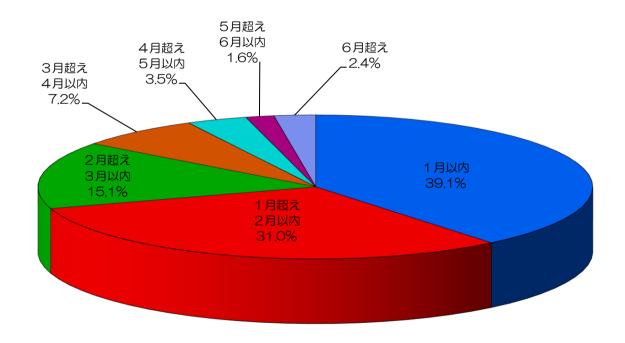


- (注1) 令和2年1月から12月までに終局した件数である。
- (注2) その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3 審理期間について(資料3)

○ 成年後見関係事件の終局事件合計36,804件のうち,2か月以内に終局したものが全体の約70.1%(前年は約75.6%),4か月以内に終局したものが全体の約92.4%(前年は約94.4%)である。

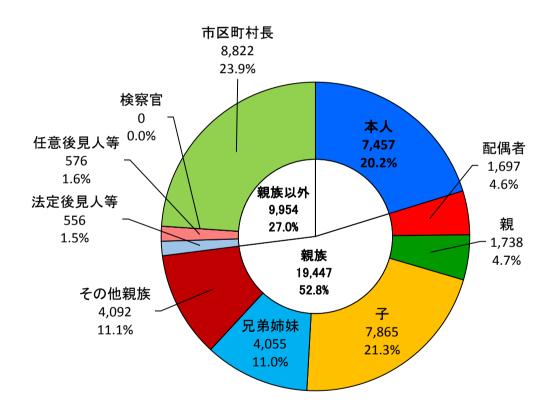
(資料3) 審理期間別の割合



4 申立人と本人との関係について(資料4,5)

- 〇 申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.9%を占め、次いで本人の子(約21.3%)、本人(約20.2%)の順となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは8,822件で,前年の7,840件 (前年全体の約22.0%)に比べ,対前年比約12.5%の増加となっている。

(資料4) 申立人と本人との関係別件数・割合



- (注1) 後見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
- (注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの(36,858件)を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(36,804件)とは一致しない。
- (注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(資料5) 申立人と本人との関係別件数 (家庭裁判所管内別総数,市区町村長申立件数・割合)

l e le	_	///> N/ =	うち市区町村長申立て					
管	内	総数	件数	割合				
東	京	4,643	1,234	26.6%				
横	浜	2,793	630	22.6%				
さいな	きき	1,535	448	29.2%				
千	葉	1,765	474	26.9%				
水	口	483	133	27.5%				
宇都	吲	313	70	22.4%				
前	橋	434	73	16.8%				
静	岡	1,255	254	20.2%				
甲	衐	276	81	29.3%				
長	野	467	114	24.4%				
新	澙	907	178	19.6%				
大	阪	3,212	661	20.6%				
京	都	1,361	197	14.5%				
神	戸	1,951	269	13.8%				
奈	良	453	96	21.2%				
大	津	423	75	17.7%				
和歌	日	245	64	26.1%				
名古	屋	1,389	298	21.5%				
津		385	83	21.6%				
岐	阜	421	73	17.3%				
福	井	219	48	21.9%				
金	沢	397	137	34.5%				
	山	378	62	16.4%				

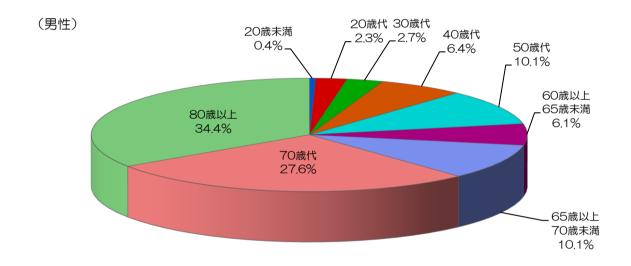
hehe	-1	(4) N/F	うち市区町村長申立て				
管	内	総数	件数	割合			
広	島	814	238	29.2%			
Ш		435	106	24.4%			
岡	F	780	273	35.0%			
鳥	取	215	59	27.4%			
松	江	250	92	36.8%			
福	岡	1,448	214	14.8%			
佐	賀	250	75	30.0%			
長	崎	354	61	17.2%			
大	分	273	69	25.3%			
熊	本	516	190	36.8%			
鹿	児島	380	85	22.4%			
宮	崎	434	161	37.1%			
那	覇	406	94	23.2%			
仙	台	412	103	25.0%			
福	島	389	189	48.6%			
Ш	形	233	88	37.8%			
盛	岡	315	71	22.5%			
秋	⊞	180	41	22.8%			
青	森	394	138	35.0%			
札	幌	798	179	22.4%			
逐	館	169	34	20.1%			
旭	Ш	195	32	16.4%			
釧	路	336	103	30.7%			
高	松	325	88	27.1%			
徳	島	267	87	32.6%			
高	知	231	73	31.6%			
松	Ш	354	127	35.9%			
総	数	36,858	8,822	23.9%			

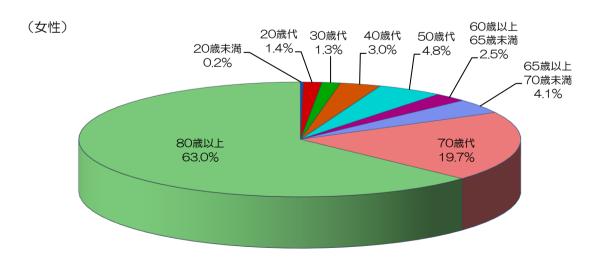
- (注1) 後見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
- (注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(36,804件)とは一致しない。
- (注3) 市区町村別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について(資料6)

- 〇 本人の男女別割合は、男性が約43、4%、女性が約56、6%である。
- 男性では、80歳以上が最も多く全体の約34.4%を占め、次いで 70歳代の約27.6%となっている。
- 〇 女性では、80歳以上が最も多く全体の約63.0%を占め、次いで 70歳代の約19.7%となっている。
- 〇 本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の約72.0%を、女性では女性全体の約86.9%を占めている。

(資料6) 本人の男女別・年齢別割合

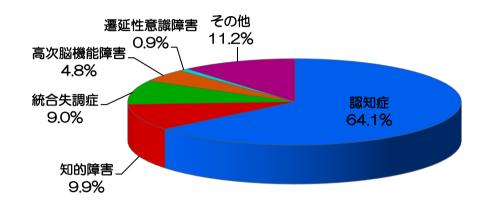




(注) 後見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を 対象とした。

(参考資料) 開始原因別割合

○ 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約64.1%を占め、次いで知的障害が約9.9%、統合失調症が約9.0%の順となっている。

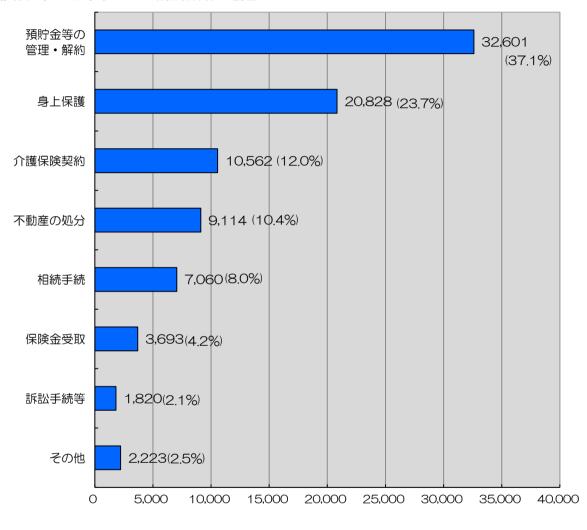


- (注1) 後見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した 事件を対象としている。
- (注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- (注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
- (注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

6 申立ての動機について(資料7)

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、 身上保護となっている。

(資料7) 主な申立ての動機別件数・割合



(注1) 後見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

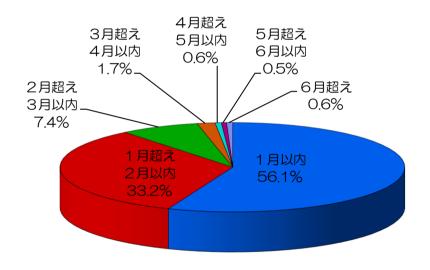
(件)

(注2) 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数(36,804件)とは一致しない。

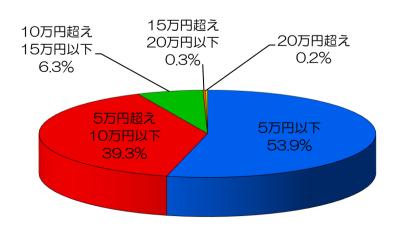
7 鑑定について(資料8,9)

- 成年後見関係事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の 約6.1%(前年は約7.0%)であった。
- 鑑定の期間については、1か月以内のものが最も多く全体の約56.1% (前年は約54.8%)を占めている。
- 鑑定の費用については、5万円以下のものが全体の約53.9%(前年は約54.7%)を占めており、全体の約93.2%の事件において鑑定費用が10万円以下であった(前年は約95.3%であった。)。

(資料8) 鑑定期間別割合



(資料9) 鑑定費用別割合



8-1 成年後見人等と本人との関係について(資料10-1)

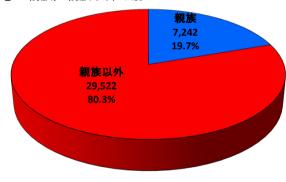
- 成年後見人等(成年後見人,保佐人及び補助人)と本人との関係をみると, 配偶者,親,子,兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが 全体の約19.7%(前年は約21.8%)となっている。
- 親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約80.3%(前年は約78.2%)であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。
- 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳の概略は次のとおりである。

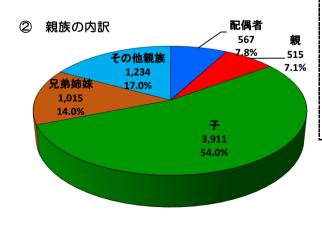
36,764件(前年35,723件) 関係別件数(合計) 親 7,242件(前年 7, 782件) 族 29, 522件(前年27, 941件) 親 以 外 族 うち弁護 士 7,731件(前年7,768件) 司法書士 11, 184件(前年10, 542件) 5, 437件(前年 5, 134件) 社会福祉士 311件(前年 市民後見人 296件)

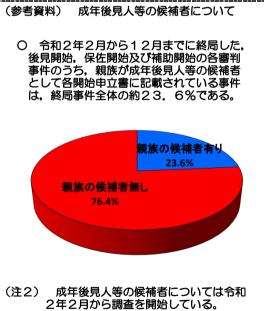
(注1) 後見等開始と同時に成年後見人等が選任された事件数であり、後見等開始の後に成年後 見人等が選任された事件は含まれていない。

(資料10-1) 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

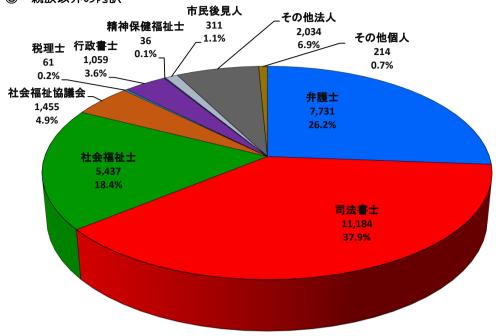
① 親族,親族以外の別







③ 親族以外の内訳



- (注3) 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの(36,764件)を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数(34,520件)とは一致しない。
- (注4) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。
- (注5) 弁護士,司法書士,税理士及び行政書士の数値は,各法人をそれぞれ含んでいる(その内訳は,弁護士法人304件,司法書士法人472件,税理士法人0件,行政書士法人10件であった。)。
- (注6) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等(※1)が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう(※2,3)。
 - ※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。
 - ※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。
 - ※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

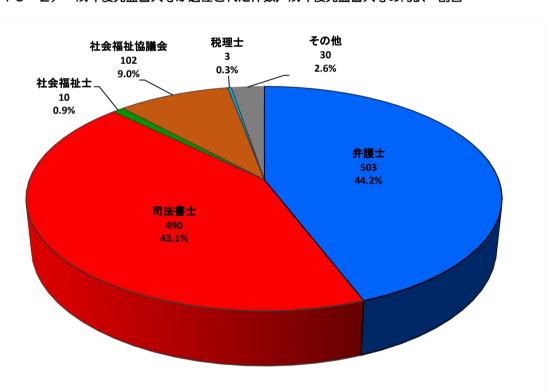
8-2 成年後見監督人等が選任された事件数について(資料10-2)

- 認容で終局した後見開始,保佐開始及び補助開始事件(34,520件) のうち,成年後見監督人等(成年後見監督人,保佐監督人及び補助監督人) が選任されたものは1,138件であり,全体の約3.3%(前年は約 3.2%)である。
- 成年後見監督人等が選任された件数とその内訳は次のとおりである。

```
件
     (合
         計) 1, 138件(前年1, 054件)
          \pm
               503件(前年
     護
                           458件)
司
          士
               490件(前年
                           462件)
   法
칶
     福
       祉 士
                10件(前年
  会
                             9件)
社会福祉協議会
               102件(前年
                           100件)
税
     理
          士
                  3件(前年
                             0件)
          他
                30件(前年
そ
     ഗ
                            25件)
```

(注1) 後見等開始と同時に成年後見監督人等が選任された事件数であり、後見等開始の後に 成年後見監督人等が選任された事件は含まれていない。

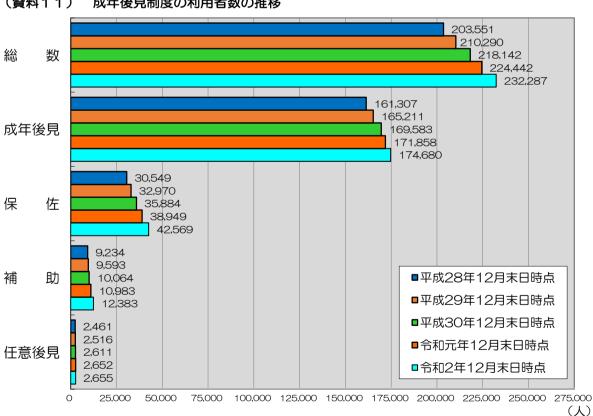
(資料10-2) 成年後見監督人等が選任された件数,成年後見監督人等の内訳・割合



- (注2) 弁護士,司法書士及び税理士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる(その内訳は、 弁護士法人O件、司法書士法人25件、税理士法人O件であった。)。
- (注3) 「その他」には、弁護士法人、司法書士法人、税理士法人以外の法人等が含まれる。
- (注4) 成年後見監督人等については令和2年から調査を開始している。なお、比較のため に前年の数値も併記した。

成年後見制度の利用者数について(資料11) 9

- 令和2年12月末日時点における、成年後見制度(成年後見・保佐・ 補助・任意後見)の利用者数は合計で232、287人(前年は224、 442人)であり、対前年比約3.5%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は174,680人(前年は171,858人)で あり、対前年比約1.6%の増加となっている。
- 〇 保佐の利用者数は42、569人(前年は38、949人)であり、対 前年比約9.3%の増加となっている。
- 補助の利用者数は12,383人(前年は10,983人)であり、対 前年比約12、7%の増加となっている。
- 〇 任意後見の利用者数は2、655人(前年は2、652人)であり、対 前年比約0.1%の増加となっている。



成年後見制度の利用者数の推移 (資料11)

(注) 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後 見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人 選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。